

風力発電に係るゾーニングの 手法および運用における課題と対応

2018年8月31日

(一社)日本風力発電協会 環境部会
見上 伸
1

1. 風力発電等に係るゾーニングモデル事業

1.1 環境省事業等の実績

- ①風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業
H28年度事業 4事業(八雲町、宮城県、鳴門市、西海市)
H29年度事業 6事業(石狩市、寿都町、青森県、ほか)
- ②風力発電に係るゾーニング実証事業
H30年度事業 2事業(久慈市、にかほ市)
- 現時点では、H28年度事業の4件についてゾーニング計画・マップが公表されている。
- ③環境省「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」公表 H30.3.20

風力発電事業者目線での課題

- 1. ゾーニングモデル事業の課題
導入目標の未設定
- 2. ゾーニングマップ運用上の課題
 - ①ゾーニングマップ適用時期の明確化
 - a) 環境大臣意見の出し方に係る問題
 - b) 自治体での運用方法のルール
 - ②ゾーニングマップ精度の確保・維持

1. 風力発電等に係るゾーニングモデル事業

1.2 ゾーニングマップの策定

- ①風力発電の導入促進と環境保全の両立
 - ・地球温暖化対策計画⇒再エネの最大限の導入推進
 - ・懸念される課題への対応や環境問題等のリスクの低減にはゾーニング手法が有効であるとされる。



適切なゾーニング手法の採用と評価が最重要

- ②導入目標値とゾーニング計画・マップの整合
エネルギー基本計画(エネルギービジョン等)と整合するゾーニングマップが求められる。

1. 風力発電等に係るゾーニングモデル事業

【課題】 導入目標値が示されていない

- ① 国レベルの目標 ⇒ 自治体レベルの目標
・具体的な数値目標が示されないため、ゾーニングを実施した結果、導入目標を達成できない可能性がある。
- ② 国の目標値を達成するためには後発の自治体にしわ寄せが行く可能性がある。国全体の導入ポテンシャルから国から自治体へ最低限の目標値を示す必要がある。
- ③ これまでに公表されたゾーニング計画・マップ(4件)において、導入目標値に基づく検討が記載されているのは1件のみ。1件はゾーニングの結果を、今後策定する再エネ導入計画に反映するとしている（考え方が逆）

5

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

2.2 国レベルの運用におけるルール

【事例1】環境大臣意見において『ゾーニング』への対応を求める意見の出し方に係る問題:

ゾーニング事業に採択された12地域で届出された配慮書11件に対する環境大臣意見(2017.6.30~2018.7.6の期間に発出)では『自治体との情報共有、意見交換と、得られた知見等を適切に事業計画に反映すること。』などが求められている。

【課題】上記11件については、

- ① 3件: 配慮書届出の後にマップが公表された
- ② 8件: ゾーニング事業を実施中で、マップは未公表の状況にあり、未公表、未確定の情報を事業計画に反映することを求めている。

7

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

2.1 ゾーニング計画・マップの運用ルールの明確化

【現時点で見える運用上の課題】

ゾーニング計画・マップの適用時期と経過措置等の考え方を明確化して、自治体等関係者への周知徹底が必要。

- ①適用時期: 公表された計画・マップの適用時期の明示
- ②適用対象: 計画・マップの運用を公表した時点以降に、配慮書が届出される事業に対して適用する(経過措置の適用期間)
(※)運用を公表した時点で配慮書が届出されている事業には適用しない。

6

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

【対策の要望】

- ①自治体等のゾーニング計画・マップが公表され、運用が公表された時点以降に配慮書が届出された事業には対応を求めるものとする。
- ②マップが未公表の段階では対応を求めない。
(※)自治体等のゾーニング作業が進行中で、まだ計画・マップが公表されていない地域のアセス案件に対しても対応を求める意見が出されているが、内容が未公表・未確定な段階での要請には無理がある。

8

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

2.3 自治体等の運用におけるルール

【事例1】ゾーニング事業を実施中の自治体が方法書手続の過程において、ゾーニングの結果が出てから判断するといったため事業者の当初計画工程が停滞した。

【対策の要望】

- ①自治体等のゾーニング計画・マップが公表され、運用が公表された時点以降に配慮書が届出された事業には対応を求めるものとする。
- ②マップが未公表の段階では対応を求めない。

9

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

導入促進の為の運用と情報の開示

【要望】

- ①ゾーニングマップが実際に使用できるようにマップの開示だけでなく調査方法、調査結果、ゾーニングの根拠を公開する。



- ・事業者が調査するときの**基礎資料**となる。
- ・調査結果を利用することで、**調査の短縮化**が見込まれる。
- ・根拠を明確にすることによって、根拠が無くなった場合**導入エリアの拡大**が見込まれる。
(猛禽類の繁殖エリアや住宅地など)

11

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

【事例2】ゾーニングマップ(案)を公表、パブコメを実施し結果を反映した確定版では、(案)が大幅に変更された。

	エリア箇所数	エリア面積合計(km2)
(案) a	21	153
確定版 b	15	107
b/a	0.71	0.70

【対策の要望】

- ①ゾーニングマップ検討段階の検討の精度を向上させ、結論が大幅に変更されることを防止するよう国から指導していただきたい。結論の大幅変更は事業予見性に重大な影響を及ぼす。
- ②最終報告として承認されていない段階のゾーニング情報を事業に反映するよう求めるのは適切ではない。

10

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

導入促進の為の運用と情報の開示

【要望】

- ②調査方法の質の向上
最新の知見を含めた調査方法の採用



- ・古い知見での調査方法や調査回数、が不足していると**ゾーニングマップの精度**が保てない。
- ・事業者と同等以上の調査をしていただけないとゾーニングにもとづかずに、**独自調査した方が適切な導入を**図れることになる。

12

2. ゾーニング計画・マップの運用における課題と対応

導入促進の為に運用と情報の開示

【要望】

③ 継続的なゾーニングマップの改定



- ・環境は常に変わっているので適切な導入を進めるためには、定期的な改訂が必要。古い情報では適切な導入は図れない。
- ・最低でも自治体の基本計画の策定頻度(4~5年)での改訂を義務づけるべき。

風力発電事業者目線での課題

1. ゾーニングモデル事業の課題 導入目標の未設定

2. ゾーニングマップ運用上の課題

- ①ゾーニングマップ適用時期の明確化
 - a) 環境大臣意見の出し方に係る問題
 - b) 自治体での運用方法のルール

②ゾーニングマップ精度の確保・維持